

診療記録開示申請において必要となる本人等確認書類

場合分け		必要となる書類等
患者本人による申請	窓口申請	・運転免許証、マイナンバーカード、旅券等官公署発行の顔写真付きの身分証明書（以下、身分証明書という）
	郵送申請	・身分証明書のコピー（※1） ・住民票の写し（発行から30日以内のものに限る）
法定代理人による申請	窓口申請	・申請者の身分証明書 ・法定代理人であることが確認できる戸籍謄本等の書類（※2）
	郵送申請	・申請者の身分証明書のコピー（※1） ・法定代理人であることが確認できる戸籍謄本等の書類（※2） ・申請者の住民票の写し（発行から30日以内のものに限る）
相続人等（※3）による申請 （患者が死亡している場合）	窓口申請	・申請者の身分証明書 ・患者が死亡している事実がわかる書類 ・相続人であることが確認できる戸籍謄本等の書類（※4）
	郵送申請	・申請者の身分証明書のコピー（※1） ・患者が死亡している事実がわかる書類 ・相続人であることが確認できる戸籍謄本等の書類（※4） ・申請者の住民票の写し（発行から30日以内のものに限る）
任意代理人による申請（※5）	窓口申請	・申請者の身分証明書 ・診療記録開示手続きに係る委任状（様式6、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。） ・委任者本人の身分証明書のコピー（※1）
	郵送申請	・申請者の身分証明書のコピー（※1） ・診療記録開示手続きに係る委任状（様式6、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。） ・委任者本人の身分証明書のコピー（※1） ・申請者の住民票の写し（発行から30日以内のものに限る）

（※1）マイナンバーカードのコピーを送付する際は個人番号のない表面（顔写真のある面）のみのコピーを提出してください。

（※2）法定代理人の資格を証明する書類には、戸籍謄本のほか、戸籍抄本、家庭裁判所の証明書等が該当します。

（※3）患者の相続人又は民法第958条の2により患者の財産を与えられた者、これらに該当しない場合には二親等以内の者をいう。

（※4）相続人であることが確認できる書類には、戸籍謄本のほか、公正証書遺言書の正本も該当します。

（※5）相続人等が任意代理人に申請を委任する場合は（※4）の書類をご用意ください。